

# 里親ハンドブック

秋 田 県

# 目 次

I	里親制度とは	2
	1 目的と意義	
	2 里親の種類	
	3 里親の要件	
	4 里親になるために～里親申請から登録まで～	
	5 里親が行う養育に関する最低基準	
II	委託を受けたら	6
	1 家に子どもが来ます	
	2 委託時の書類・事務手続き	
	3 委託にかかる費用	
	4 子育てに気をつけたいこんなこと	
	5 発達の見方	
	6 困ったときは？	
III	養子縁組について	18
	1 普通養子とは	
	2 特別養子とは	
IV	関係機関との関わりとその支援	20
	1 児童相談所	
	2 福祉事務所	
	3 民生児童委員、主任児童委員	
	4 教育機関等	
	5 保健医療機関	
	6 その他の地域資源	
	7 レスパイト・ケア	
V	関係団体の活動	22
VI	研修	23

## I 里親制度とは

### 1 目的と意義

里親制度は、「家庭での養育に恵まれない子どもたちを、家庭的環境の中で養育する」という目的により、児童福祉法に定められた、「子どもの福祉のための制度」です。

その意義は、「家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものである」とされています。

### 2 里親の種類

里親には、①「養育里親」②「養子縁組里親」③「専門里親」④「親族里親」の4種類があります。

(1) 養育里親・・・要保護児童を養育する里親

※5年ごとに更新研修を受ける必要があります。

(2) 専門里親・・・養育里親のうち一定の資格要件を有し、専門里親研修を修了した方（原則2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待の防止等に関する法律第2条に定める児童虐待などの行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童及び身体などに障害のある児童を養育する里親）

※2年ごとに更新研修を受ける必要があります。

(3) 養子縁組里親・・・養子縁組によって養親となることを希望する里親

(4) 親族里親・・・要保護児童の扶養義務者及びその配偶者の方で、要保護児童の両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁又は疾病による入院などの状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない児童を養育する里親

※要保護児童の被扶養義務者及びその配偶者ではないおじ・おばの場合は、親族による「養育里親」の扱いとなります。

### 3 里親認定の要件

里親になるには以下の要件があります。

- ・子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していること
- ・経済的に困窮していないこと（親族里親の場合を除く）
- ・里親研修を終了していること（※P3参照）

- ・里親となる本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと

- ①成年被後見人又は被補佐人（同居人は除く）
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③児童福祉法及び児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

なお、専門里親については、この他にも要件があります。

上記については、申請する際に申出書を添付していただき、児童相談所が各市町村に照会することにより要件を満たしていることを確認します。

#### 4 里親になるために ～申請から登録までの手続き～

里親になるための相談窓口は、居住地を所管する児童相談所（以下「管轄児童相談所」という。）です。

大まかな流れは次のとおりです。

##### ①相談

管轄児童相談所に相談し、里親について説明を受け、里親研修の日程を確認する。

##### ②里親研修受講

里親研修を受講する。

※秋田県では、養育里親及び養子縁組里親希望者に研修を義務化しております。

##### ③申請

里親研修修了後に申請する。

##### ④調査

児童相談所は里親希望者が里親として適當であるかについて調査を行う。

##### ⑤意見

児童相談所は、申請書に意見を付して知事に提出する。

##### ⑥審査

県は、社会福祉審議会の意見を聴取し、里親認定の可否についての審査を行う。

##### ⑦認定・登録

認定した者について登録を行う。

里親研修修了証書の有効期間は2年間のため、研修が修了してから2年以内に申請してください。

また、里親研修は原則1年以内に修了するようにしてください。

里親名簿に登録された後に必要な手続きには、次のようなものがあります。

- 養育里親登録の更新

養育里親は5年ごと、専門里親は2年ごとに登録の更新が必要です。更新するためには更新研修を受講しなければなりません。なお、受講しない場合は養育することができません。

養子縁組里親と親族里親には更新手続きはありませんが、できる限り更新研修を受講するようにお願いします。

- 登録の削除

家庭状況が変化した場合など、里親から登録の削除の申請をすることができます。

なお、欠格事由に該当した場合など、知事が職権で登録を削除する場合があります。

## 5 里親が行う養育に関する最低基準（里親制度運営要綱）

子どもの最善の利益を図るためには、里親としてこれだけは守らなければならないという基準があります。

主な内容は次のとおりです。

- 「虐待等の禁止」

子どもに対し、児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- 「養育の一般原則」

子どもの自主性を尊重し、基本的生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性と社会性を養う。そのために、里親は研修を受けて、資質向上に努める。

- 「健康管理等」

健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとること。日常生活における食事についての正しい理解と習慣を養う。

- 「自立支援計画の遵守」

児童相談所が作成した自立支援計画に従って、子どもを養育すること。

- 「秘密の保持」

正当な理由なく、子どもやその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 「記録の整備」

委託されている子どもの養育の状況に関する記録を整備すること。

- 「苦情等への配慮」

委託されている子どもからの苦情やその他の意志表示に対し、迅速・適切に対応すること。

- 「知事への報告」

都道府県知事からの求めに応じ、委託されている子どもの心身の状況、養育の状況等を定期的に報告すること。

・「関係機関との連携」

児童相談所、学校等の関係機関と連携を密にすること。

これらは、あくまでも最低基準です。里親は、これを超えて、養育の内容を向上させる努力が大切です。

児童の権利に関する条約

第20条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

（政府訳）

## Ⅱ 委託を受けたら

### 1 家に子どもが来ます

#### ○面会を重ねて

「他人の家で暮らすことになる子どもの気持ち」を「子どもの立場」になって考えてあげてください。大人でも知らない人に会うと緊張します。赤ちゃんも人見知りして泣くのはあたりまえです。何回も面会を重ね、ある程度の関係ができれば家に連れて帰りましょう。

#### ○ご近所にあいさつを

今まで大人だけだった家から突然子どもの声があると、ご近所の人は不思議に思います。好奇心に満ちた噂話やおせっかいを防ぐためにも、紹介のあいさつをしておきましょう。

#### ○子どものペースに合わせて

子どもの発達には個人差があります。性格も子どもの数だけあります。ほかの子どもと比べたり、「ちゃんと育てなければ」と気負いすぎないように気をつけましょう。

委託されてから、しばらくは良い子でいた子どもも、やがて試しの行動をとるようになります。びっくりするほど食べたり、べったりと甘えてきたり、「赤ちゃん返り」も見られます。時には盗みをしたり、平気で嘘を言ったりもします。

これは「まるごとの自分を受け入れてくれるだろうか」と試しているのです。こういう場合、「子どもがどんなことをしても家の子だ」という、姿勢を里親が示すことが子どもとの信頼関係を深めます。

#### ○姓はどうする？

姓をどうするかは、養育里親と養子縁組を希望する里親で違ってきます。

養育里親の場合、子どもと話し合って決めましょう。本人の姓で通す場合と、通称を里親の姓にする場合があります。後者の場合、呼び方について幼稚園、学校等にお願ひに行き、担任の先生などに十分理解してもらいましょう。

いずれにしても、養育期間とのかねあいもありますので児童福祉司とも相談して決めてください。

養子縁組を希望する里親の場合は2歳前後で委託を受け、就学前に特別養子縁組をするのがほとんどですので、最初から里親の姓で通してもよいでしょう。

また医者にかかった時の呼ばれ方もよく話題になります。健康保険証や児童相談所から発行されている受診券は本人の姓になっていますので、里親の姓で呼んでほしいときは、その旨をよく窓口にお願ひしておきましょう。

## 2 委託時の書類・事務手続き

委託時に児童相談所から渡される書類には次のものがあります。

委託決定通知書	子どもを委託することを公的に通知する文書
養育計画書	子どもを養育するにあたり、指針とすることを記した文書
児童の養育状況に関する記録用紙	里親が、子どもの日々の養育状況を記録する用紙
委託児童の養育状況に関する記録用紙	里親が、子どもの心身の状況、養育の状況等を定期的に報告する用紙
母子健康手帳	妊娠中から出産時の状況、定期健康診断や予防接種の状況を記した手帳
健康保険証・受診券	実親の健康保険証の遠隔地被扶養者証 医療費の自己負担分は公費で負担します。受診券は医療費の公費負担を証明するものです。
転出証明書	委託前の市町村が発行するもので、委託後住むことになる市町村へ転入する際に提出する証明書
教科書給付証書・在学証明書	小・中学校へ通学している場合は、転出校が発行した証明書
身体障害者手帳療育手帳	子どもが身体的な障害や知的な障害を有し、認定されている場合に発行されている手帳

## 3 委託にかかる費用

委託期間中の養育に要する費用として、次の諸手当がその年度の措置費基準により計算され、県子育て支援課から里親に支給されます。（子どもを受託する時に届けた銀行口座に振り込まれます。）

### (1) 里親手当

里子一人当たりの定額が、委託期間中支給されます。

申請手続：なし

※里親手当は、養育里親及び専門里親に支給されます。養子縁組里親と親族里親は、支給されません。

### (2) 一般生活費

里子の日常生活に必要な経済的諸経費として支給されます。乳児（1歳未満）と一般児との区分があります。月の途中で新規委託、委託解除の場合には日割り計算で支給されます。

なお、新規委託時には里親委託支度費が加算されて支給されます。

申請手続：なし

- (3) 児童採暖費  
10月から3月までの冬期間、暖房費として支給されます。  
申請手続：なし
- (4) 期末一時扶助  
12月1日現在で里子がいる場合に支給されます。  
申請手続：なし
- (5) 医療費  
里子が医療機関を受診する場合、医療費の自己負担分は公費で負担されます。  
申請手続：医療機関を受診する場合は、受託時に交付された受診券と健康保険証を持参してください。
- (6) 通院交通費  
里子が医療機関を受診するため、交通機関を利用した場合に支給されます。  
申請手続：「通院のための交通費調書」に必要事項を記入し、バス・電車を利用した場合は区間料金の領収書を営業所からもらい、タクシーを利用した場合は、領収書をもらって添付してください。また、医療機関で「通院証明書」を記入してもらってください。以上の書類を「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。
- (7) 幼稚園費  
里子の幼稚園就園に必要な費用として支給されます。  
申請手続：入学金、制服等就園のために支出した費用の領収書等を「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。
- (8) 教育費（学用品費等）  
里子の義務教育費用として支給されます。  
申請手続：なし
- (9) 教材費  
里子の義務教育に必要な教材費として支給されます。  
申請手続：学校で「教材費証明書」を記入してもらってください。これを、「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。  
※なおPTA会費や保険代等は対象になりませんので、ご注意ください。
- (10) 通学交通費  
小・中学校に通学するための費用として支給されます。  
申請手続：定期券を購入した場合は、「定期券発売証明書（通学用）」を営業所から記入してもらい、通学のため自転車を新たに購入した場合は、「自転車等購入調書」に必要事項を記入してください。これらを「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

(11) 部活動費

部活動を行っている中学生の道具代、遠征費等部活動に必要な費用として支給されます。

申請手続：部活動のために支出した費用の領収書等を「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

※学校の教育活動の一環ではない活動（地域の少年野球、バレー、サッカー等及びそれらにかかわる道具、ユニホーム、遠征費は対象となりませんので、ご注意ください。

(12) 学習塾費

学習塾に通っている中学生の授業料（月謝）、講習会費等が支給されます。

申請手続：学習塾（月謝）や講習会等の領収書等を「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

※ピアノ、舞踊等いわゆるおけいこことは対象になりませんので、ご注意ください。

(13) 学校給食費

学校給食費として支給されます。

申請手続：学校で「学校給食費証明書」を記入してもらってください。これを「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

(14) 特別育成費

高校・専修学校・各種学校に通学するための費用として支給されます。なお、入学時に加算があります。

申請手続：学校で「在学証明書」を発行してもらってください。これを「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

※他に、就職又は進学に役立つ資格の取得又は講習等の受講をするための経費（費用）として支給されます。

(15) 職業補導費

中学校卒業後、技能専門学校等に通学する場合の交通費等として支給されます。

申請手続：学校で「在学証明書」を発行してもらってください。また、定期券を購入する時に「定期券発売証明書（通学用）」を交通機関営業所から記入してもらってください。これらを「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

(16) 夏季等特別行事費

小・中学校の休業時に開催される学校行事への参加費として支給されます。

申請手続：学校で「夏季等特別行事参加証明書」を記入してもらってください。これを「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

※その学校又は教育委員会が、当該学年の児童、生徒の全員を参加させる行事に参加する場合は対象となります。

(17) 見学旅行費

小中高の修学旅行費として支給されます。

申請手続：学校で「見学旅行参加証明書」を記入してもらってください。これを「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

※見学旅行費は定額となっていますので、定額以上となった場合は一般生活費で負担してください。

(18) 入進学支度金

小学校、中学校に入学するための学用品購入経費等として支給されます。

申請手続：学校で「入学証明書」を記入してもらってください。これを「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

(19) 就職支度費

就職にあたっての寝具・被服等の購入経費及び住居費、生活費等が支給されます。

申請手続：寝具・被服等の購入経費については、事業主から「雇用証明書」を記入してもらいこれを「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

また、住居費、生活費等については児童相談所へ就職支度費特別基準申請書を提出し、児童相談所長から意見を記入してもらい「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

(20) 大学進学等自立生活支度費

大学等進学に際し必要な学用品・参考図書類等の購入経費及び住居費、生活費等が支給されます。

申請手続：学用品・参考図書類等については、大学等進学先から「入学許可書等」入学がわかる書類をもらってください。

また、住居費、生活費等については児童相談所へ大学進学等自立生活支度費特別基準申請書を提出し、児童相談所長から意見を記入してもらい「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

(21) 葬祭費

里子が死亡した場合の葬祭費用として支給されます。火葬料、自動車料の加算があります。

申請手続：市町村長から「葬祭証明書」を記入してもらい、火葬料の領収書、自動車使用料の領収書を添付してください。これを「里親委託児童経費申請書」に添付して、管轄児童相談所へ提出してください。

(22) 里親賠償責任保険

里子に事故・ケガがあった場合や、里子が他人や物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合等に備えて、里親が全国里親会に加入している場合は秋田県里親連合会を通じて県が保険料を補助をしていますので、保険料の個人負担はありません。

万一の場合に備え、里親会に加入するようにしてください。

※注意事項：委託された児童に係る上記の経費について、原則、里親の皆様が費用を立て替えて、後日精算払としています。里親の皆様にはご負担をおかけしますが、よろしくお願い致します。

## 4 子育てに気をつけたいこんなこと

### (1) 身体面

#### ○発育

子どもの体が順調に育っているかどうか、身長や体重を標準値と比べてみるのも一つの方法です。

母子手帳には、厚生労働省の調査による乳幼児身体発育値が載っていますので、参考にしましょう。

#### ○乳児期の食生活の心得

乳児期の食生活は、一生を通じての健康づくりと食習慣の基礎になります。次のことを心がけましょう。

- ① 毎日の食事のリズムを大切に
- ② 何でも食べれる元気な子
- ③ 薄味と和風料理に慣れさせよう
- ④ 与えよう、牛乳・乳製品を十分に
- ⑤ 一家そろって食べる食事の楽しさ
- ⑥ 心がけよう、手づくりおやつの素晴らしさ
- ⑦ 保育所や幼稚園での食事にも関心を
- ⑧ 外遊び、親子そろって習慣に

おやつは幼児に必要なエネルギー源ですが、内容や時間など与え方を工夫しましょう。

#### ○虫歯予防

母子手帳にも乳歯、永久歯の本数、生える時期などが記載されています。虫歯は歯質、細菌、食物（糖質）や時間などの要因が重なり合って起こります。

乳歯は永久歯が生える際にも重要な働きをしますので、食べたらみがくようにし、寝る前にも必ずみがき、できればおやつの後もみがくなど歯磨きの習慣を確立しましょう。

#### ○事故の予防

幼児から小学生にかけて、子どもの死亡事故の第1位は不慮の事故になっています。不慮の事故にあわないよう安全の確保に十分気をつけましょう。子どもにも危ないことをしないようによく教えましょう。

## ○予防接種

予防接種は子どもに病気に対する免疫（抵抗力）をつけます。予防接種は義務ではなくなりましたが、自然感染すると重症化することも多く、予防接種を上手に受けて、防げる病気はできるだけ防いであげましょう。

定期予防接種は市町村が行うことになっており、個人通知や広報などで知らせています。

## ○徐々に現れる思春期徴候（小学校高学年）

短期間の急激な体の成長に、必ずしも精神発達が伴っていない時期です。二次性徴の現れ方には個人差や男女差がありますが、誰にでも起こる大人になるための準備が始まっていることや、男女による現れ方の違いを理解させ、疑問や不安を取り除いてあげましょう。

## （2）精神面

### ○愛情豊かに

子どもを新しい環境になじませ、心を和ませるには、「北風と太陽」の童話のように、家族の和やかな雰囲気の中で包んであげるのが一番です。「この家に来てよかった」という幸福感を感じることができるよう、家族の団欒に心がけましょう。「他人の子どもを預かって、世間からとやかく言われたくない」という気持ちはあるでしょうが、里親さんの誠意は子どもが成長するにつれ、必ずわかってもらえることです。叱る時は叱り実子と同様に愛情と忍耐をもって育ててください。子どもは親の気分に敏感に影響されます。いつも安定した気持ちで教育できるよう家庭内の争いを無くすことが、子どもの親に対する信頼と親しみにつながります。

「子は親の鏡」と言われるように、子どもは親の姿をよく見て育ちます。親が冷静にいつも明るく愛情深く接していれば、お互い分かり合い信頼関係を築いていくことができます。

### ○しつけは何のため？

“しつけ”は、子どもが将来大人になって、より良い社会生活ができるようになるためのものです。

幼児期から“しつける”ということが大人になっても“しつづける”ということに通じるのです。

### ○幼児期には？

“しつける”ことは、一生の生活習慣の基本となります。

食事、排泄、衣服の着脱、整理整頓、清潔習慣等です。この時期のしつけでは、上手にほめること・叱ることが大事です。

### ○小学低学年には？

いよいよ団体生活も始まります。この時期は生活習慣を整える“しつけ”が必要

です。キチンとした起床・就床や学習、お手伝いを習慣づけることです。もちろん遊びもいっぱいさせてください。その他、あいさつ・返事・お礼などもキチンとさせる時期です。この時期も上手にほめることが大事です。

### ○小学高学年からは？

この時期になると、叱ることより子どもが人間として成長していくことを助けることが大事になります。

自己表現や自尊心を暖かく見守ってあげたり、興味や趣味の手助けをしたりして豊かな感性づくりをめざします。ものを見る眼や価値観を養うのもこの時期で、善悪や損得を知らしめたり、我慢することを体験させたりすることも必要です。

### ○中学生になったら？

大人の階段を登り始めています。この時期は“しつける”というより、伸ばしてあげる時期です。子どもの個性や自立心に寄り添うようにして育ててほしいと思います。併せて責任感も伸ばしてあげてください。

いずれにしても、いつも子どもは親をよく見ています。親がよく生きるということが一番大事なことです。

## 5 発達の見方

○子どもは、その個性的な発達をありのままに親から理解されることが一番の幸せです。

子どもの個性的な発達を理解してあげましょう。子どもと同じ目線、同じ立場に立つように心がけますと理解しやすいと思います。

発達には個性、個人差があると考えてください。個性とは、生まれつきの素質と環境の違いとでつくられます。歩きはじめ、話しはじめ等は兄弟でもずいぶん違います。

暖かい地方で薄着で育つ場合と、寒い地方で厚着で育つ場合では、歩きはじめの時期に半年くらいの差が見られることもあります。普通に這わないでつかまり立ちして歩くお子さんもいます。すべてが平均的にできる子ども、得意と不得意のはっきりしている子ども、内気な子ども、のんびりしている子ども、よく泣いて感情の起伏の激しい子どもといろいろです。

○発達の目安（チェックポイント）にとらわれないようにしましょう。

2歳児なのに、二語文を話せない子どもがいます。「これなあに」とあれこれ質問し、また、とどまることを知らないほどおしゃべりな女の子もいれば、ほとんど話さない男の子もいます。

大人はともすれば、数多く話す子どもが発達していると思いがちですが、ことは数が少なくても十分な発達をしている子どももいるのです。

**○子育てのスローガンに振り回されないようにしましょう。**

「明るく元気でたくましく」は、それこそ現代社会の生み出した教育理念です。時に「暗くしょんぼり」しているのも人間です。いつでも「ガンバレ」では続きません。

こういうスローガンを鵜呑みにしてお子さんを育てますと、子どものせっかくの個性的な発達を押しつぶしてしまいます。

**○先回りせずに、おおらかに見守ってあげましょう。**

大人のエゴで作りに出した物差しで測らないようにしましょう。遅くても上手にいかなくても、子どものやることをじっとやさしく見守ることが大切です。

発達は自然に進むものです。先回りして教えようとしても、嫌われるだけでなく、自信をなくし、劣等感が育って、意欲が失われてしまいます。できないことを無理強いされると、いじけて泣き虫になったり、反抗的で強情な子どもになったりもします。

**○お子さんが単語しか話せなくても、親子の会話は成り立ちます。**

お子さんと話をするときは、目を見ながら語りかけてください。お子さんが牛乳を「ニュウ」といったら「ギユウニュウ」と、区切って言い直しをさせたりしないでください。

このような時は、「牛乳って言えるのね」と、ゆっくりとですが、ふつうのことばで話して喜んであげましょう。

**○発達のきざし、芽生えを大切にしましょう。**

ふだんからよく見ていると、完全にできなくても、何かそれらしきことをするきざしがあるものです。芽生えといいます。つきあってあげることで形がはっきりしてくる喜びがあります。

お子さんが「ママ」と話したとき、「ママ抱っこしてちょうだい」という意味だとわかったら、「ママ抱っこしてあげる」といって抱いてあげましょう。無理なく話し方の練習がなされていきます。お子さんが「ママ抱っこ」と話せた時は、ついうれしくてわが子を強く抱きしめたくなるものです。それも親なればこそその幸せでしょう。

**○やれるようになったことを、見逃さないで認めてあげましょう。**

ほめられると自信がついて、自分でもいろいろと努力するものですから、ぐーんと伸びることがあります。

しかし、お子さんに伸びるきざし、芽生えが見られないのに伸ばす意図だけで、いたずらにお子さんを褒めても、効果は期待できません。

**○お互いの嬉しい気持ち、悲しい気持ちを率直に伝えあえる家族、親子関係でありたいものです。**

やせ我慢せず、自分の気持ちを伝えようと努力する家族関係でありたいものです。お年寄りの協力もお願いします。お互いに遠慮するだけの嫁姑関係等もいけません。

大人が良い見本を示し、豊かなやりとりをしますと、お子さんの感情発達も豊かになります。夫婦喧嘩もやりようではとても教育的です。ただし陰湿にならず、堂々とやりあった後できちんと仲直りしてください。自分の悪いところ、相手のよいところを認めて仲直りする姿を見せてください。

またお子さんはどうなることかという驚きや不安、恐怖で泣いたり、震えているはず。やさしくだっこして、「驚かしてごめんね、もう仲良くなったよ」等のことばでなぐさめてあげましょう。

お子さんにとって、家族というものは、一見危険な状態でもきちんとくぐり抜けていけるものだ、という安心感が生まれます。そして感情表現の豊かな、率直で安定した人格のお子さんが育ちます。

### ○それでもなお不安の残る方にお勧めします。

お子さんの日常の発達相談の場としては、かかりつけの医師等をご利用ください。

なお、子育てについては、地域の保健師や子育て支援センター、担当児童福祉司への相談ができるほか、児童相談所の「子ども家庭相談電話」（0120-42-4152）でも相談を受け付けています。

## 6 困ったときは？

### ○病気のとき

病気やケガをして医療機関を受診する時は、児童福祉法により医療費の自己負担分は公費負担されます。健康保険証と受診券を窓口に出してください。この事務に不慣れな病院もありますので、かかりつけの医師等には事情を説明しておくといいでしょう。

### ○事故のとき

里子がケガをしたり、里子が他人に被害を与えてしまった時には、速やかに児童相談所に連絡してください。全国里親会の会員の方は里親賠償責任保険に加入しますので、その適用についても相談に応じます。

保険の対象となるもの

#### 【施設賠償責任保険】

日本国内において里親が使用または管理する住居や、里親の業務遂行（委託児童の行為を含みます。）が原因で委託児童や他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった場合

（例示）

- ・ 責任能力のない（12歳未満）の委託児童が外で遊んでいて他人の家の窓ガラスを割ってしまった。
- ・ 里親の不注意により委託児童が道路に飛び出してしまい、交通事故

にあってケガをした。

#### 【生産物賠償責任保険】

日本国内において里親が製造・提供した財物や里親の業務遂行の結果で委託児童や他人にケガをさせてしまった場合

(例示)

- ・里親が調理した飲食物が原因で、委託児童が食中毒になった。

#### 【その他（12歳以上）】

日本国内において、12歳以上で責任能力のある委託児童が、日常生活中に他人にケガをさせたり他人のものをこわしてしまったことにより、法律上の損害賠償責任を負担することになる場合

(例示)

- ・責任能力のある委託児童が、自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせた。
- ・責任能力のある委託児童が、買い物中に商品をこわした。

上記のような例で、里親または里子が、法律上賠償責任を負うことになった場合に、保険金が支払われます。

なお、以下のような事故(例示)の場合、保険の対象となりません。

- ・契約者、被保険者(里親、里子)の故意による事故
- ・地震、噴火、洪水、津波に起因する賠償責任
- ・自動車の所有、使用に起因する賠償責任
- ・他人から預かったり、賃借している財物を損壊した場合の賠償責任
- ・同居の親族が被った損害

保険金として支払われる費用は、治療費、慰謝料、修繕費などの被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用、弁護士報酬、被害者の応急手当、その他緊急措置に要した費用、損害の軽減のために支出された有用な費用などですが、示談の交渉、金額の確定等については保険会社と協議して決めます。

支払われる費用は、判例、示談内容等によって異なります。万一事故が発生したときはすぐに、児童相談所へ連絡をしてください。

### ○育てられなくなったとき

離婚、死亡など家庭に大きな変化が生じて、子どもを育てていくことが困難になったときは、すみやかに児童相談所に相談してください。

できるだけ養育を継続できるよう、また親子関係が保たれるよう努力がなされますが、離別しなければならない時もあります。里親だけでなく子どもにも心の傷となって残りますので、冷静で適切な対応が求められます。

### ○うちの子じゃないの？

子どもを乳児の時から育てている場合は里親を実父母と思い込んでいるし、里親もそう思わせようと努力しています。しかし子どもが成長し、入学や進学の際に戸

籍を見たり、近所の人から言われたりして実父母でないことを知ることがあります。そのときの衝撃は大きいものです。

ですから年齢に応じてわかるように本当のことを知らせておいた方がよいでしょう。「本当は実子なのだが、よそに預かっていたのを連れ戻したのだ」などとだましたり、言い逃れを言うのは、かえって子どもを混乱させるだけです。また、子どもの問題行動等を押さえる手段として話すことは、絶対にやめましょう。

告知の時期は小学校高学年までの親子関係のよいときに事実を話すことが望ましいと言われていますが、子どもが疑問に思っ、「うちの子じゃないの?」と聞いてきたときには、話すタイミングと受け止め、里親の知っている範囲でいいですから、きちんと本当のことを話してあげ、「でも今はうちの子だよ」と言ってあげましょう。

産みの苦しみに代わる苦しみが、この告知と言われます。真摯に子どもと向き合うことで、里親への信頼も深まり、真の親子関係を築くことにつながるでしょう。

## 児童の権利に関する条約

### 第12条（意見を表明する権利）

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

### 第13条（表現の自由）

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

（政府訳）

### Ⅲ 養子縁組について

養子縁組の申し立ては、家庭裁判所に対して行われます。昭和63年1月1日から、民法が改正されて、養子縁組は、普通養子と特別養子という二つの制度となりました。また、養子縁組を希望する里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましいとされています。

#### 1 普通養子とは

今まで、養子は家を継いでもらうためと一般的には考えられていましたから、そういう事情を良く知っている親族や知人から養子を迎えるのが、日本では普通のことでした。ですから、今までの普通養子は、養子になる者と、養親になる者との契約で成立します。ただ、未成年を養子縁組する場合には、家庭裁判所の許可を必要とします。15歳未満の子どもについては、本人の意思表示ができませんので、法定代理人（親権者・後見人）が本人に代わって承諾をすることになります。また、今回の改正によって、親権者でないその子どもの監護者の同意も必要になりました。

養子縁組の許可がでましたら、その許可書を添えて、養子縁組届を市町村の戸籍係に出さないと成立したことになります。普通養子では、子どもは養親の嫡出子としての身分を取得し、当然に財産の相続権を得ますし、親の扶養義務を負います。しかし、同時に実親との親子関係もそのまま継続され、いわば、実質の親子関係は養親子関係ですが、法律的には、二組の親をもつことになります。

また、契約によって成立した親子関係ですから、双方にその同意があれば、いつでも離縁することもできます。

#### 2 特別養子とは

特別養子は、昭和63年1月1日から新設されました。普通養子が契約によって成立する養親子関係であることに対して、特別養子は、裁判所の審判によって成立する養親子関係とすることができます。特別養子は、実父母が養育することができないかあるいは養育することが不相当であるときに、その子どもの健全な発達のために、養親となるべき者が家庭裁判所に申し立て、6か月以上の試験養育期間の養育状況を確認した上で、子どもの父母及びその血族との親子関係を終了する縁組を言います。

特別養子縁組が成立するためには、次のような要件を必要とします。

- ① 原則として養子になる子どもの父母の同意がなければなりません。ただし、父母がその意思表示ができない場合、父母による虐待などによってその子どもの利益が守られていない時には、父母の同意がなくても成立することができるとされています。
- ② 養子となる子どもの年齢は6歳未満となっています。ただし、6歳になる以前から養育していた8歳未満の子どもについては、申し立てすることができます。
- ③ 養親になる者は夫婦でなければなりません。単身の方に特別養子は認められません。

④ 養親となる者は25歳以上でなければなりません、どちらか一方が25歳以上であって、他方が20歳を越えていればよいとされています。

特別養子は、裁判官の判断に基づいて審判されるのですが、その判断の基準は、実親がその子どもを本当に育てられないのか（要保護性）、特別養子縁組を申し立てた夫婦がその子どもの養親としてふさわしい人であるか（養親となる者の適格性）、養子となる子どもと養親となる夫婦との組み合わせが親子として適切な関係であるか（適合性）ということです。

審判が決定してから2週間の即時抗告の期間があり、審判に対して不服があれば、実親、申立人から抗告することができます。即時抗告の期間が経過すると、審判が確定されたこととなりますので、申立人は審判確定書をつけて特別養子縁組届を戸籍係に10日以内に提出しなければなりません。それに従って新しい戸籍が作られます。戸籍の表示は養親の嫡出子になりますので長男とか長女という表現がとられますし、普通養子のように実親と養親と二組の親が記載されるわけではなく父母欄には養親のみの名前が記載されます。ただし、養親の実子になるわけではありません。戸籍にも特別養子であるという事実がわかるような記載がありますし、実親の親族との血族結婚をさけるための手立てが考えられています。

特別養子縁組では、基本的には養子離縁はできませんが、養親が特別養子を虐待したりしてその養親に子どもを育てさせることが望ましくなくて、実親が育てられる状況にある時には、実親か検察官の請求により家庭裁判所は特別養子縁組の離縁の審判をすることができます。

多くの養子縁組を希望される里親さんは、できることなら、養子である事実を子ども本人にも、まわりの人達にもかくしたいと考えられるようですが、これまでの経験では事実をかくさず、なおかつ、しっかりとした養親子関係を築くことによって、親子であるという自信をもって子どもを育てていくことが重要だと思います。

（厚生省児童家庭局育成課監修「里親になる」より抜粋）

## 児童の権利に関する条約

### 第21条（養子縁組に際しての保護）（抜粋）

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、(a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続きに従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。

（政府訳）

## IV 関係機関との関わりとその支援

### 1 児童相談所

児童相談所は、里親を希望する人の相談を受け、必要な調査を行い適当と思われる人について知事に意見を述べる役割があります。そして、子どもにふさわしい里親を紹介し委託をします。

里親、里子には担当の児童福祉司がおり、定期的な家庭訪問を行い里親への養育支援や里子へも必要に応じてカウンセリングを行います。

### 2 福祉事務所

福祉事務所は、社会福祉の第一線の行政機関です。児童福祉関係の業務について児童担当職員が配置され、児童相談所と連携しながら相談を受けたり必要に応じ家庭訪問し指導を行っています。

また、児童福祉の業務を充実させるために、家庭相談員が配置され、地域の児童家庭相談の業務を行っています。

### 3 児童委員、主任児童委員

児童委員、主任児童委員は、地域住民の立場に立ち相談に応じ、必要な援助を行います。児童福祉に関する機関との連絡調整や情報提供、調査活動などを行い地域における子ども健全育成の担い手です。

児童委員や主任児童委員は、子育てに関する多くの情報や地域の社会資源についてネットワークを持っています。同じ地域で生活している児童委員や主任児童委員とかわりをもちつつ養育を行っていくことも大切です。

### 4 教育機関等

子どもが保育所や幼稚園、学校へ通うと様々な問題が出てきます。子どもの特性を教師等に伝え、連絡を密にし、家庭と学校等の機関が一緒に歩むことが必要です。

もし、学校とうまく連携がとれない場合は、児童相談所へ相談しながら解決していきましょう。

### 5 保健医療機関

市町村には保健センターがあり乳幼児健診や予防接種を行い、発育相談には保健師がアドバイスをしてくれます。

健康管理のために、かかりつけの医療機関を持ち身近な医療相談窓口として利用しましょう。

### 6 その他の地域資源

私たちは、地域社会との関わりの中で生活しています。子育てをしていく上でも同じです。地域の中でも近隣・友人・社会教育団体・児童館など、子育てに役立つ種々

な資源がたくさんあります。里親養育は里親が中心ですが、毎日休みなしではありません。社会的な交流をもつ中で、里親制度の理解を得ることができ、里親の心の安定や養育のヒントを見出し、子どもの豊かな成長発達と自立促進に役立ちます。

## 7 レスパイト・ケア

レスパイト・ケアは、里親の休息、息抜きのために、委託されている子どもを他の所に預けて一時的に養育を離れる制度で、利用できる日数は、児童相談所長が認める日数となっています。里親は養育の中心ですが、多くの支援のもとに養育を行うということです。

この制度の活用の前に、子どもに不安を感じさせないように十分説明をすることが大切です。預かってもらう家庭と交流を持っておくことや、施設に預かる場合は児童相談所と協議することが必要です。

## V 関係団体の活動

### 1 里親会活動

里親同士の集まりに里親会があります。県内には、各地区ごとに組織されている地区里親会とその連合組織として秋田県里親連合会があります。

会の目的は、「児童福祉法の精神に基づき、子どもが家庭的に健やかに養育されるため、里親の連絡協調と養育技術の向上を図る」ことにあります。先輩の里親の養育体験を聞いたり、同年齢の子どもを育てている里親と情報交換したりすることは、育児上の不安を解消したり、子育ての輪を広げ、豊かな養育環境をつくることに繋がります。

また、地域の里親会を代表する組織として全国里親会があります。活動として、里親制度の広報・普及、里親の養育技術向上に向けて地区ブロック別里親会への支援、国及び関係機関等への提言や働きかけ、海外の里親関係団体との交流などです。

里親会に参加し、諸々の集まりや研修会に積極的に参加し、養育技術の向上に努めましょう。

## VI 研 修

里親は「社会的養護」であることから、子どもを理解し、適切な養育をするためには、研修は必須要件です。委託の話は突然やってきます。その日から父親・母親になるわけです。いつ委託の話があってもいいように、日頃から研修に参加し、子育ての心構えや養育技術を学んでおきましょう。

また、今は多くの場で子育ての勉強会が開催されています。子どもの年齢に応じた一般の子育て研修も、適時受けることをお勧めします。多くの人話を聞き、自分の子育てを振り返ることは、愛情豊かな、子ども本位の子育てをするために、欠かせないことと言えるでしょう。

### ◇里親研修一覧

研修名	対象者	内 容
里親基礎研修	新規里親登録希望者	里親制度等の基礎的な知識等を学ぶ研修で、受講が必須です。 講義・演習・実習1日程度
里親認定前研修	新規里親登録希望者	里親の最低基準等を学ぶ研修で、受講が必須です。 講義・演習1日程度 実習1日程度
里親更新研修	養育里親登録者	養育里親として登録されてから5年後の更新の際に受講が必須です。
専門里親研修	専門里親希望者	虐待を受けた里子や非行の里子を受託するための専門的な知識を学ぶ。
専門里親更新研修	専門里親登録者	専門里親登録後、2年毎に養育技術向上のための知識を学ぶ。
ピア・カウンセリング（県里親連合会に委託）	里親会会員	里親同士が養育上の悩み等を話し合い交流を図ることにより、養育技術の向上を図る。

上記の他に、地区里親会単位でも研修を実施しています。

## 住所・電話番号一覧

氏 名	住 所	電話番号
子育て支援課	〒 010-8570 秋田市山王4丁目 1-1	018-860-1344
中央児童相談所	〒 010-1602 秋田市新屋下川原町 1-1	018-862-7311
北児童相談所	〒 018-5601 大館市十二所字平内新田 237-1	0186-52-3956
南児童相談所	〒 013-8503 横手市旭川 1-3-46	0182-32-0500
福祉事務所		
幼稚園		
保育所		
小学校		
中学校		
高等学校		
病 院		
病 院		
でんわ相談 よい子に		0120-42-4152 (フリーダイヤル)

## 里親会一覧

### ◇ 秋田県里親連合会

※入会及び事業内容のお問い合わせはこちらにお願いします。

(事務局住所)

〒010-1622 秋田市新屋日吉町 7-17

TEL 018-828-1107 (事務局 担当 高橋恭康)

メール kyo-eiko@cna.ne.jp

秋田県里親連合会 会長 伊藤隆 (いとうたかし)

### ◇ 地区里親会

大館・北秋田・能代・山本地区里親会

男鹿・潟上・南秋田郡・秋田・由利本荘地区里親会

雄勝・平鹿・仙北地区里親会

### ◇ 財団法人全国里親会

(事務局)

〒107-0052 東京都港区 9-1-7-857

TEL 03-3404-2024

\*詳しい活動などについては、児童相談所におたずねください。

## 児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

### 引用・参考文献

- ・「子どもを健やかに養育するために～里親として子どもと生活を するあなたへ～」  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 監修
- ・「里親になる」  
厚生省児童家庭局育成課 監修
- ・「里親養育マニュアル～専門里親モデル実施調査研究委員会編～」  
財団法人 全国里親会

---

---

## 里親ハンドブック

発行日 平成22年5月発行  
平成24年4月一部改正  
平成26年2月一部改正  
平成26年5月一部改正  
平成28年3月一部改正  
編集・発行 秋田県

---

---